

児童手当について

中学校修了までの児童を養育している方に児童手当を支給しています。

支給月額 (子ども1人当たり)

- 3歳未満 1万5,000円
- 3歳以上小学校修了まで 1万円 (第3子以降は1万5,000円)
- 中学生 1万円

扶養親族等の数	所得制限 限度額	(収入額の目安)
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

※所得が限度額を超過する人は、5,000円

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額 (所得額ベース) は、表の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額

※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額 (所得額ベース) は、5人を超えた1人につき38万円 (扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円) を加算した額

●現況届のお知らせ

現在、児童手当を受給している方は、受給資格更新のため、「現況届」の提出が必要です。6月上旬に書類を送付しますので、6月29日 (金) までに提出してください。現況届の提出がないと、6月分以降の手当を受給することができません。

問合せ先 役場 子育て支援課 内線161

コミュニティ (ふれあい) センターをご活用ください!

ハツ屋防災コミュニティセンター、砂子東部防災ふれあいセンター、西條防災コミュニティセンターは、町民であれば、誰でも利用することができます。サークル活動や話し合いの場としてぜひご利用ください。

また、施設予約システムで空き状況確認や予約申込を簡単にすることができますので、併せてご利用ください。

※予約の申し込みには、事前に窓口での利用者登録申請が必要です。

施設名	ハツ屋防災コミュニティセンター	砂子東部防災ふれあいセンター	西條防災コミュニティセンター
開館時間	午前9時～午後10時		
休館日	火曜 (祝日の場合は、翌日) ・年末年始 (12月28日～1月4日)		
部屋	多目的ホール、和室、料理実習室	多目的ホール、和室	多目的ホール、和室
使用料	200円～		
申請場所	役場 企画課 午前8時30分～午後5時15分・ハツ屋防災コミュニティセンター 午前9時～午後10時		
申請期間	2カ月前から利用日当日		

使用料や詳しい施設の利用方法については、町ホームページをご覧ください。いただくか、企画課へお問合せください。

問合せ先 役場 企画課 内線163

施設予約
システム
QRコード

